

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（公印省略）

「厚生年金基金の解散等及び清算について」の一部改正について

厚生年金基金の解散等の手続きについては、「厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和 50 年 2 月 19 日年発第 236 号）」により定められているが、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）が施行されることに伴い、今般、同通知の一部を下記のとおり改正したので、厚生年金基金の指導について遺憾のないよう取り扱われたい。

記

- 「厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和 50 年 2 月 19 日年発第 236 号）」の一部を別添の新旧対照表のとおり改める。
- 様式第 1 号を別添様式 1 のように、様式第 3 号を別添様式 2 のように改める。
- 様式第 8 号を次のように改める。

（様式第 8 号）

解散基金加入員分配金相当額移換申出書

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 43 条第 1 項の規定により、下記の者に係る分配金相当額の移換を申し出ます。
平成 年 月 日

所在地

厚生年金基金

清算人

印

企業年金連合会 理事長 殿

記

基金番号	件数	（ 頁）						
加入員番号	基礎年金番号	性別	生 年 月 日		氏 名	分配金額 （円）	移換申請額 （円）	（〒）住 所
			元号	年 月 日				

記入上の注意

- 「件数」欄の記入は、申出書が 2 枚以上ある時、1 枚目の申出書の欄に合計件数を記入すること。
- 「加入員番号」欄の記入は、加入員番号順に記入すること。
- 「性別」欄の「01」は男性、「02」は女性であり、該当する数字を記入すること。
- 「生年月日」欄の「元号」は、「1」は明治、「3」は大正、「5」は昭和、「7」は平成であり、該当する数字を記入すること。
- 「住所」欄は、基金解散日において、加入員である者（現存者）と既に加入員の資格を喪失している者（受給者及び受給待期者）が分配金の交付を受けるときの住所をカタカナで記入すること。

- 1 から 3 までの改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

厚生年金基金の解散等及び清算について

新	旧
<p>第一 厚生年金基金の解散の認可申請について</p> <p>厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号。以下「基金規則」という。）第六条の規定に基づき別添の様式により厚生労働大臣に提出する解散の認可の申請に関する書類のほか、同条第一号及び同条第二号に掲げる書類を次により作成するものであること。</p> <p>三の二 基金規則第六条第一号の時点を厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三二四号。以下「基金令」という。）第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した最低積立基準額に相当する額及びその算出の基礎を示した書類（様式第三号の二）</p> <p>最低積立基準額に相当する額の算出方法は、厚生年金基金の財政運営基準（平成八年六月二十七日年発第三三二一号通知の別紙。以下「財政運営基準」という。）によること。ただし基金令附則第八条の規定により読み替えて適用する基金令第三十三条の三に規定する規約で定める額が前記第一の三の額である場合は、簡易な方法により算出できること。</p>	<p>第一 厚生年金基金の解散の認可申請について</p> <p>厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号。以下「基金規則」という。）第六条の規定に基づき厚生労働大臣に提出する解散の認可の申請に関する書類のうち同条第一号及び同条第二号に掲げる書類は、次により作成するものであること。</p> <p>三の二 基金規則第六条第一号の時点を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した最低積立基準額に相当する額及びその算出の基礎を示した書類（様式第三号の二）</p> <p>最低積立基準額に相当する額の算出方法は、厚生年金基金の財政運営基準（平成八年六月二十七日年発第三三二一号通知の別紙。以下「財政運営基準」という。）によること。ただし、<u>解散理由が厚生年金基金解散・移行認可基準（平成九年三月三十一日年発第一六八二号の別紙）の第一の一、同二又は同三であって、厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三二四号。以下「基金令」という。）附則第八条の規定により読み替えて適用する基金令第三十三条の三に規定する規約で定める額が前記第一の三の額である場合は、簡易な方法により算出できること。</u></p>

別添

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

基金番号 ○基第 号
○○県○○市○○ ○-○-○
○ ○ 厚 生 年 金 基 金
理事長 ○○ ○○

金印

○○○○厚生年金基金の解散の認可申請について

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法第145条第2項の規定に基づき、下記の関係書類を添えて○○○○厚生年金基金の解散の認可を申請します。

記

- 1 解散までの経緯等
- 2 財産目録及び貸借対照表
- 3 年金数理に関する確認書
- 4 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第8条に規定する責任準備金相当額及びその算出の基礎を示した書類
- 5 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令第39条の3第2項の規定の例により最低積立基準額を計算した額及びその算出の基礎を示した書類
- 6 解散後における財産の処分方法
- 7 代議員会会議録の謄本
- 8 事業主、加入員及び労働組合の同意を得たことを証する書類
- 9 受給者等への説明状況を示した書類
- 10 設立事業所一覧（解散時点のもの）

【解散認可申請に当たっての留意事項】

1 解散までの経緯等

次の(1)から(4)までの内容を記載。

(1) 解散理由

- ・解散に至った理由に加え、業界の現状や他の企業年金制度への移行・新設等の検討状況等を記載。

(2) 代議員会、理事会等の開催状況

- ・代議員会、理事会、基金運営検討委員会での検討状況や設立事業所等との検討状況を時系列に記載。
- ・記載事項は、開催日、開催場所、出席者（設立事業所等との検討状況については事業所数）、議決事項及びその内容（主として解散の検討に関する部分）等。

(3) 清算スケジュール

- ・解散認可後における解散した旨の周知、清算人の就任、解散公告、債権申出公告と催告、財産目録等承認申請、決算報告書承認申請、国への書類の引継ぎ予定等を記載。

(4) 厚生年金基金の概要

- ・「厚生年金基金の概要」（別紙様式1）を添付。

4 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第8条に規定する責任準備金相当額及びその算出の基礎を示した書類

- ・最低責任準備金相当額の一部を前納している場合は、「将来返上認可日及び前納済額」（別紙様式2）を添付。

(注) 4及び5に係る責任準備金相当額及び最低積立基準額の明細は、当該データを収録したCD又はDVDに代えることを可能とする。

6 解散後における財産の処分方法

- ・厚生年金基金規約の該当条文を添付。

8 事業主、加入員及び労働組合の同意を得たことを証する書類

- ・個別の同意書（写しの場合は要原本証明）に「同意集計表」（別紙様式3-1）及び「事業主、加入員及び労働組合の同意の状況」（別紙様式3-2）を添付。
- ・なお、厚生年金保険法附則第32条の規定による将来返上後に厚生年金基金の解散認可申請を行う場合にあつては、「厚生年金基金の代行部分の将来返上後に解散する場合の加入員等の同意について（平成25年9月18日事務連絡）」の取扱い及び様式によること。

9 受給者等への説明状況を示した書類

(1) 年金受給待期者に対する解散理由等の説明

- ・説明方法（説明年月日、説明手法、年金受給待期者数及び説明した年金受給待期者数）及び説明内容（配付資料等の添付でも可）を記載。

(2) 母体企業等に対する退職給付義務履行の説明

- 基金の解散に当たり、母体企業が退職金規程等に基づく退職給付義務を履行することが必要であることについて周知等を実施した説明方法（説明年月日、説明手法、対象者）及び説明内容（配付資料等の添付でも可）を記載。

10 設立事業所一覧

- 解散時点の「設立事業所一覧」（別紙様式4）を添付。

厚生年金基金の概要(

厚生年金基金)

1 基金の概要

(単位:百万円)

基金番号	基第 号	設立形態	単・連・総	業 態	
設立年月日	年 月 日	給付の型	代・加	区 域	
基金の所在地					
連絡先	()	担当者名			
委 託 形 態		母体団体			年金数理人番号
Ⅱ・ⅠB・ⅠA・その他		業務委託先			指定年金数理人
代行保険料率(年 月)	% (男子 %:女子 %)			免除保険料率 %	
プラスアルファ(年度末)	基本 % (支給乗率) %	加算 % 加算の型 : 1:ア 4:エ (注4) 2:イ 5:オ 3:ウ 6:カ	合計 %		
平均標準給与月額(年度末)	円		平均年金額(年度末)	円	
[事項別年次推移] (注2)	設立時	年度末	年度末	年度末	年度末
設立事業所数	社	社	社	社	社
加入員数(人)	男子	人	人	人	人
	女子	人	人	人	人
	計 (A)	人	人	人	人
平均年齢(歳)	男子	歳	歳	歳	歳
	女子	歳	歳	歳	歳
	計	歳	歳	歳	歳
受給権者数(人) (B)	人	人	人	人	人
成熟度(%) (B/A)	%	%	%	%	%
掛金等収入 (C)					
運用収益(▲損失)					
給付費 (D)					
成熟度(%) (D/C)	%	%	%	%	%
数理債務+最低責任準備金+ 最低責任準備金調整額 (E)					
未償却過去勤務債務残高 (F)					
基本金 (注5) (G-E+F)					
純資産額 (G)					
責任準備金 (H)					
(G-H)/許容繰越不足金					
最低積立基準額 (I)					
積立水準 (G/I)					
最低責任準備金 (J)					
積立水準 (G/J)					
数理上掛金率 (注1) %	基本標準掛金				
	加算標準掛金				
	特別掛金				
	特例掛金				
償却方法 (注3)	()	()	()	()	()
規約上掛金率 (注1) %	変更年月				
	基本標準掛金				
	加算標準掛金				
	特別掛金				
特例掛金					
事務費・福祉施設掛金 %					

(注1) 規約上掛金率については、「事業主負担」+「加入者負担」と分けて記入すること。また、「[代行保険料率の算定に関する取扱いについて]等の一部改正について(平成22年1月15日年発0115第1号)」による改正後の方法により掛金を算定している年度においては、数理上掛金率の基本標準掛金の欄には、基本プラスアルファ部分に係るものを記入すること。

(注2) 財政再計算、変更計算又は検証計算を行った場合は、年度欄を○で囲むこと。

(注3) 償却方法の欄には、「元利均等方式」、「弾力償却」、「定率方式」、「定額方式」のいずれかを記入し、()内には、「元利均等方式」、「弾力償却」、「定額方式」の場合は償却残余期間を記入し、「定率方式」の場合は償却割合を記入すること。

(注4) 「加算の型」は加算型基金のみ、「厚生年金基金の設立要件について(平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号)」の別紙「厚生年金基金設立認可基準取扱要領」の第2の4の(5)の①に掲げるア、イ、ウ、エ、オ及びカの加算年金の額の算定の方法のうち、該当するものを○で囲むこと。

(注5) 平成23年度末までの「基本金」については、「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて(平成24年1月31日年発0131第2号)」による改正前の基準による額を記載すること。

(注6) 直近の年度末については、提出時点で記載可能な年度として差し支えないこと。

2 資産運用の状況

① 基金が定めた政策的資産構成割合

国内債券	新株予約権付社債	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	オルタナティブ	短期資産	計

② 平成 年 月末現在の資産構成割合

(単位：%、百万円)

	国内債券	新株予約権付社債	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	オルタナティブ	短期資産	計
構成割合									
時価総額									

③ 受託機関別資産額（資産比率）及び掛金シェア構成比等

受託機関名	平成 年度末				平成 年度末				平成 年度末 (月)				備考
	資産額	資産比率	掛金シェア	修正総合利回り	資産額	資産比率	掛金シェア	修正総合利回り	資産額	資産比率	掛金シェア	修正総合利回り	
[信託 計]													
[生保 計] (一般勘定)													
[共済 計] (一般勘定)													
[投資顧問等 計]													
合計 (一般勘定)													

(注) 生保計、共済計及び合計欄の「(一般勘定)」は、一般勘定の資産額(単位：百万円)、資産比率、掛金シェア、修正総合利回りを再掲すること。

将来返上認可日及び前納済額

1 将来返上認可日

将来返上認可日	平成 年 月 日
---------	----------

2 責任準備金相当額(解散認可申請時点のもの)

平成 年 月 日現在の 責任準備金相当額	円 (a)
-------------------------	-------

3 前納済の責任準備金相当額

前納年月日	前納金額
平成 年 月 日	円
平成 年 月 日	円
計	円 (b)

(a) - (b)	円
-----------	---

(別紙様式3-1)

平成 年 月 日

同意集計表

〇〇厚生年金基金

	全設立事業所数、全加入員数及び労働組合数(平成 年 月 日現在)	同意数	同意割合
事業所	事業所	事業所	%
加入員	人	人	%
労働組合	組合	組合	%

事業主、加入員及び労働組合の同意の状況

【平成 年 月 日現在】

整理 番号	事業所 No.	事業所名	事業主の同意	加入員の同意		労働組合の同意	
				加入員総数	同意者数	有	同意
		合 計	0	0	0		

(注1) 「事業主の同意」欄は、事業主が同意した場合は「○」を記入すること。

(注2) 「加入員の同意」欄は、確認時点の「加入員総数」と「同意者数」をそれぞれ記入すること。

(注3) 「労働組合の同意」欄は、設立事業所に使用される加入員の1/3以上で組織する労働組合がある場合は「有」欄に「○」を記入し、労働組合が同意した場合は「同意」欄に「○」を記入すること。

設立事業所一覧

整理番号	事業所No.	事業所名	所在地	事業所記号	管轄年金事務所名
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	

(記載例)

整理番号	事業所No.	事業所名	所在地	事業所記号	管轄年金事務所名
1	01	(株)ABC	東京都千代田区霞が関1-2-2	麹町 — あああ	千代田
2	02	DEF(株)	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	中央 — あああ	大宮
3	03	(有)GHI	愛知県名古屋市中区白壁1-15-1	東 — あああ	大曾根

(様式第1号)

財 産 目 録

年金経理

平成 年 月 日現在

科 目	金 額	摘 要
	円	
(資産勘定)		
流動資産		
現金		
預貯金		取引金融機関の残高証明書を添付すること。
未収掛金		決算事務取扱基準の別添2の様式⑤の1未収金明細書に準じて記入すること。
未収受換金		
未収制度間受換金		外 名
未収脱退一時金相当額受入金		
未収政府負担金		
未収給付現価負担金		
未収未納掛金等交付金		
未収返納金		改正前厚年法第136条において準用する厚年法第40条の2の規定による徴収金
		円
最低責任準備金前納金		保険給付費過誤払返納金 円
固定資産		
信託資産		受託金融機関の残高証明書を添付すること。
保険資産		同 上
共済資産		同 上
投資		同 上
(負債勘定)		
流動負債		
未払拠出金		決算事務取扱基準の別添2の様式⑤の3. 未払金明細書に準じて記入すること。
		同 上
未払運用報酬等		同 上
未払業務委託費		同 上
未払コンサルティング料		同 上
未払指定年金数理人費		同 上
未払機械処理経費等		同 上
政府負担金返納金未払金		同 上
給付現価負担金返納金未払金		同 上
未払特別法人税		決算事務取扱基準の別添2の様式⑤の4. 預り金明細書に準じて記入すること。
預り金		
支払備金		
未払給付費		決算事務
未払移換金		取扱基準の別添2の様式⑤の5. 支払備金明細書に準じて記入すること。
未払制度間移換金		
未払の資産管理機関への移換金		
未払離婚分割移換金		

財 産 目 録

業務経理業務会計

平成 年 月 日現在

科 目	金 額	摘 要
	円	
(資産勘定)		
流動資産		
現金		
預貯金		取引金融機関の残高証明書を添付すること。
未収事務費掛金		決算事務取扱基準の別添2の様式⑤の1. 未収金明細書に準じて記入すること。
未収金		同 上
未収事務費交付金		
有価証券		決算事務取扱基準の別添2の様式⑦の7の(3)有価証券に準じて記入すること。
固定資産		
土地		登記謄本等を添付すること。
建物及び工作物		同 上
車両		自動車検査証等を添付すること。
器具及び備品		
電話加入権		
権利金敷金		(相手方) 氏名、住所 円
前払金		同 上
(負債勘定)		
流動負債		
預り金		決算事務取扱基準の別添2の様式⑦の7の(8)未払金及び預り金に準じて記入すること。
引当金		
未払金		(相手方) 氏名、住所 円
未払業務委託費		決算事務取扱基準の別添2の様式⑦の7の(8)未払金及び預り金に準じて記入すること。
未払コンサルティング料		同 上
未払指定年金数理人費		同 上
短期借入金		(相手方) 氏名、住所 円
固定負債		
長期借入金		同 上

財 産 目 録

業務経理福祉施設会計

平成 年 月 日現在

科 目	金 額	摘 要
	円	
(資産勘定)		
流動資産		
現金		
預貯金		
未収福祉施設掛金		取引金融機関の残高証明書を添付すること。 決算事務取扱基準の別添2の様式⑤の1. 未 収金明細書に準じて記入すること。
未収金		同 上
有価証券		決算事務取扱基準の別添2の様式⑦の7の (3) 有価証券に準じて記入すること。
仮払金		(相手方) 氏名、住所 円
未収貸付金利息		同 上
固定資産		
土地		登記謄本等を添付すること。
建物及び工作物		同 上
車両		自動車検査証等を添付すること。
器具及び備品		
電話加入権		
権利金敷金		(相手方) 氏名、住所 円
貸付金		同 上
前払金		
(負債勘定)		
流動負債		
預り金		決算事務取扱基準の別添2の様式⑦の7の (8) 未払金及び預り金に準じて記入するこ と。
引当金		
未払金		(相手方) 氏名、住所 円
前受金		同 上
短期借入金		同 上
固定負債		
長期借入金		同 上

(様式第3号)

(その1)

平成25年改正法附則第8条に規定する責任準備金相当額の総括表

平成25年改正法附則第8条に規定する責任準備金相当額

円

平成26年厚生労働省告示第95号第1項第1号に規定する額	①	円
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第2号に規定する額	②	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第3号から第3号の5に規定する額	③	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第5号から第5号の4に規定する額	④	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第5号の5から第5号の7に規定する額	⑤	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第7号から第7号の6に規定する額	⑥	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第8号から第8号の6に規定する額	⑦	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第9号から第9号の5に規定する額	⑧	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第11号に規定する額	⑨	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第12号及び第12号の2に規定する額	⑩	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第13号に規定する額	⑪	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第14号に規定する額	⑫	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第15号に規定する額	⑬	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第16号に規定する額	⑭	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第18号に規定する額	⑮	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第18号の2に規定する額	⑯	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第19号に規定する額	⑰	
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第19号の2に規定する額	⑱	
平成26年厚生労働省告示第95号附則第4項の規定により合算した額	⑲	
平成26年厚生労働省告示第95号附則第4項の規定により控除した額	⑳	
平成25年改正法附則第8条に規定する責任準備金相当額	㉑	

(注1) ㉑=①+②+③+④+⑤-⑥-⑦-⑧+⑨-⑩+⑪-⑫+⑬-⑭+⑮-⑯+⑰+⑱-⑳

(注2) ⑮及び⑯は、基金の代議員会で議決を行った場合にのみ記入するものであること。

(注3) ⑲及び⑳は、整備等省令第43条に規定する解散計画を提出し、かつ、納付計画の承認申請を行う又は納付計画の承認を受けた基金が、代議員会で議決を行った場合にのみ記入するものであること。

(その2)

平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 1 項第 1 号に規定する額の明細書

加入員 番号	基礎年 金番号	性別	生年月日		氏名	昭和61年 4月1日前 の加入員 たる被保 険者であ った期間	昭和61年 4月1日前 の加入員 たる被保 険者であ った期間 の各月の 標準報酬 月額合計額	昭和61年 4月1日以 後の加入 員たる被 保険者で あった期 間	昭和61年 4月1日以 後の加入 員たる被 保険者で あった期 間の各月 の標準報 酬月額合 計額	特例 期間	給付 乗率	平成 26 年厚生労 働省告示 第 95 号 による廃 止前の昭 和 50 年 厚生省告 示第 32 号の別表 の率	責任準 備金に 相当す る額	備考
			元号	年月日										
						月	円	月	円	月			円	

(頁)

記入上の注意

- 1 この明細書は、次の場合に作成すること。
 - ① 平成 11 年 10 月 1 日から基金解散日までに基金の分割又は平成 12 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで
に基金間の権利義務の移転若しくは承継がなかった基金において算出する場合
 - ② 分割又は基金間の権利義務の移転若しくは承継があった基金において分割日の前日に解散したものとみな
して算出する場合
- 2 平成 11 年 9 月 30 日において分割前基金又は移転基金が給付の支給に関する義務を負っていた者について作
成すること。
- 3 加入員である者（現存者）と、既に加入員の資格を喪失している者（受給権者及び受給待期者）とは別葉に
すること。
なお、加入員である受給権者については、現存者として記入すること。
- 4 現存者の記入順序は、加入員番号順又は様式第 4 号の記入順序とすること。
- 5 受給権者及び受給待期者の記入順序は、受給権者については、基礎年金番号順、受給待期者については、生
年月日順又は加入員番号順とすること。
- 6 「生年月日」欄の「1」は明治、「3」は大正、「5」は昭和、「7」は平成であり、該当する数字を記入すること。
- 7 「性別」欄の「5」は一般男子、「6」は女子、「7」は坑内員であり、該当する数字を記入すること。
- 8 「加入員たる被保険者であった期間」欄は、加入員等が坑内員としての期間を有する場合は、その実月数を
計上すること。
- 9 「特例期間」には、昭和 15 年 4 月 1 日以前に生まれた女子については、加入員たる被保険者であった期間に
係る昭和 60 年法律第 34 号附則第 12 条第 1 項第 4 号に規定する厚生年金保険の被保険者期間を、その他の者につ
いては「一」を記入すること。
- 10 「責任準備金に相当する額」欄は、円未満第 4 位（円未満第 5 位を四捨五入すること。）まで記入すること。

(その2の2)

平成26年厚生労働省告示第95号第1項第1号に規定する額の明細書

分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金	①	円
分割日の前日において分割前基金が給付の支給に関する義務を負っていた者に係る分割日の前日における過去期間代行給付現価の額	②	
分割日の前日において分割前基金が給付の支給に関する義務を負っていた者のうち分割により当該基金が給付の支給に関する義務を承継した者に係る分割日の前日における過去期間代行現価の額	③	
分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金のうち当該基金に係る額	④	

(注) ④=①×③/②

分割日の前日における過去期間代行給付現価の額の明細書

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日		氏名	昭和61年4月1日以前の加入員たる被保険者であった期間	昭和61年4月1日以前加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額合計額	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日以前加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額合計額	平成15年4月1日以後平成17年4月1日以前加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計額	平成17年4月1日以後平成17年4月1日以前加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計額	平成17年4月1日以後加入員たる被保険者であった期間	平成17年4月1日以後加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計額	特例期間	給付乗率	平成26年厚生労働省告示第93号の別表第1の率	平成26年厚生労働省告示第93号の別表第2の率	過去期間代行給付現価の額	備考		
			元号	年月日																

記入上の注意

- 1 この明細書は、平成 11 年 10 月 1 日から基金解散日までに基金の分割があった基金において解散日に平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 7 項から第 14 項までに定める必要な読替えを行って算出する場合に作成すること。
- 2 分割日の前日において分割前基金が給付の支給に関する義務を負っていた者について作成すること。
- 3 当該基金に給付の支給に関する義務を承継した者とその他の者、分割日の前日において加入員である者（現存者）と、既に加入員の資格を喪失している者（受給権者及び受給待期者）とは別葉とすること。
なお、加入員である受給権者については、現存者として記入すること。
- 4 （その 2）の記入上の注意の 4 から 10 に従い記入すること。
- 5 過去期間代行給付現価の額には、平成 26 年厚生労働省告示第 93 号（分割日の前日が平成 22 年 4 月以降平成 26 年 3 月以前の場合は平成 26 年厚生労働省告示第 93 号による廃止前の平成 16 年厚生労働省告示第 359 号、平成 17 年 10 月以降平成 22 年 3 月以前の場合は平成 22 年厚生労働省告示第 12 号による改正前の平成 16 年厚生労働省告示第 359 号）の規定の例により計算した額を記入すること。
- 6 分割日の前日が、平成 22 年 4 月以降平成 26 年 3 月以前の場合は、平成 26 年厚生労働省告示第 93 号による廃止前の平成 16 年厚生労働省告示第 359 号の別表第 1 の率及び別表第 2 の率を、平成 17 年 10 月以降平成 22 年 3 月以前の場合は、平成 22 年厚生労働省告示第 12 号による改正前の平成 16 年厚生労働省告示第 359 号の別表第 1 の率及び別表第 2 の率を、それぞれ「平成 26 年厚生労働省告示第 93 号の別表第 1 の率」及び「平成 26 年厚生労働省告示第 93 号の別表第 2 の率」の欄に記載すること。
- 7 改正前厚生年金保険法附則第 32 条第 1 項の認可又は平成 25 年改正法附則第 19 条の指定を受けた基金においては、当該認可又は指定を受けた日の属する月の前月までに係る数値を記入すること。

(その2の3)

平成26年厚生労働省告示第95号第1項第1号に規定する額の明細書

権利義務の移転の前日における当該基金の最低責任準備金	①	円
権利義務の移転の前日における移転基金の最低責任準備金	②	
権利義務の移転の前日における権利義務を移転する者に係る責任準備金に相当する額	③	
権利義務の移転の前日における移転基金が給付の支給に関する義務を負っている者に係る責任準備金に相当する額	④	
権利義務の移転の前日における当該基金の最低責任準備金のうち当該基金に係る額	⑤	

(注) 当該基金が移転基金の場合：⑤＝①－②×③／④
 当該基金が承継基金の場合：⑤＝①＋②×③／④

権利義務を移転する基金の権利義務の移転日の前日における責任準備金に相当する額の明細書

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日		氏名	昭和61年	昭和61年	昭和61年	昭和61年	平成15年	平成15年	特例期間	給付乗率	平成26年厚生労働省告示第95号による廃止前の昭和50年厚生省告示第32号の別表の率	責任準備金に相当する額	備考
			元号	年月日		4月1日以前の加入員たる被保険者であった期間	4月1日以前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額合計額	4月1日以後平成15年4月1日以前の加入員たる被保険者であった期間	4月1日以後平成15年4月1日以前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額合計額	4月1日以後の加入員たる被保険者であった期間	4月1日以後の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額の合計額					
						月	円	月	円	月	円	月			円	

(頁)

記入上の注意

- この明細書は、平成12年4月1日から平成17年9月30日までに基金間の権利義務の移転又は承継があった基金において解散日に平成26年厚生労働省告示第95号第7項から第14項までに定める必要な読替えを行って算出する場合に作成すること。
- 移転日の前日において移転基金が給付の支給に関する義務を負っていた者について作成すること。
- 権利義務を移転した者とその他の者、権利義務の移転日の前日において加入員である者（現存者）と、既に加入員の資格を喪失している者（受給権者及び受給待期者）とは別業とすること。
 なお、加入員である受給権者については、現存者として記入すること。
- (その2)の記入上の注意の4から10に従い記入すること。
- 改正前厚生年金保険法附則第32条第1項の認可を受けた基金においては、当該認可を受けた日の属する月の前月までに係る数値を記入すること。

(その3)

平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 1 項第 3 号から第 3 号の 5 まで、第 5 号から第 5 号の 7 まで、第 7 号から第 9 号の 5 まで、第 11 号から第 16 号まで及び第 18 号から第 19 号の 2 までに規定する額の明細書

	免除保険料収入 (第 3 号～第 3 号の 5)	再加入者に係る代行給付の現価相当額 (第 5 号～第 5 号の 4)	連合会からの権利義務承継 (第 5 号の 5～第 5 号の 7)	代行給付相当額 (第 7 号～第 8 号の 6)		中途脱退者に係る代行給付の現価相当額 (第 9 号～第 9 号の 5)	基金からの権利義務承継 (事業所単位) (第 11 号)	基金への権利義務移転(事業所単位) (第 12 号及び第 12 号の 2)	基金からの権利義務承継 (個人単位) (第 13 号)	基金への権利義務移転(個人単位) (第 14 号)	給付現価負担金 (第 15 号)	離婚分割移換金 (第 16 号)	政府負担金超過額 (第 18 号)	政府負担金不足額 (第 18 号の 2)	前納額(利子相当額を含む) (第 19 号)	前納額(利子相当額を除く) (第 19 号の 2)
				支給停止額控除前の代行給付相当額	支給停止額											
平成 11 年 10 月	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成 年 月																
平成 年 月																
平成 年 月																
平成 年 月																
平成 年 月																
平成 年 月																
平成 年 月																
平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 1 項の各号に規定する額																

平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 1 項第 7 号から第 8 号の 6 までに規定する代行給付相当額の算出方法

<p>① 昭和 60 年改正法附則第 84 条第 4 項の政令で定める率を乗じることにより算出した月</p> <p>② 各月の前月末日における年齢に応じて定められた 3 段階の率を乗じることにより算出した月</p> <p>③ 0.998 を乗じた額から改正前厚生年金保険法第 133 条の 2 第 3 項等の規定により支給停止可能な額を控除することにより算出した月</p> <p>④ 平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 1 項第 7 号から第 7 号の 6 までの規定により算出した月 (③の月を除く。)</p>	<p>平成__年__月から平成__年__月</p> <p>平成__年__月から平成__年__月</p> <p>平成__年__月から平成__年__月</p> <p>平成__年__月から平成__年__月</p>
<p>平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 1 項第 18 号及び第 18 号の 2 に規定する政府負担金の調整を行う月</p> <p>平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 1 項第 2 号から第 19 号までに規定する利子の算出に用いた利率</p>	<p>平成__年__月から平成__年__月</p> <p>平成__年__月から解散まで</p> <p>平成 26 年厚生労働省告示別表第__に定める利率</p>

記入上の注意

- 1 「再加入者に係る代行給付の現価相当額」及び「中途脱退者に係る代行給付の現価相当額」の欄には当該月に現価相当額を交付した者について合算した額を記入すること。
- 2 「代行給付相当額」の「支給停止額控除前の代行給付相当額」の欄は、「平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 1 項第 7 号から第 8 号の 6 までに規定する代行給付相当額の算出方法」の欄の①～④の期間に応じて、それぞれ以下の額を記入すること。
 - ① … (その 4)の 2 の(1)の「代行年金額」を 12 で除して得た額に 0.875 を乗じた額を合算した額
 - ② … (その 4)の 2 の(1)の「代行年金額」を 12 で除して得た額に各月の前月末日における年齢に応じて定められた 3 段階の率を乗じた額を合算した額
 - ③ … (その 4)の 2 の(1)の「代行年金額」(繰上者又は繰下者については「繰上・繰下後の代行年金額」)を 12 で除して得た額に 0.998 を乗じた額を合算した額
 - ④ … (その 4)の 2 の(1)の「代行年金額」(繰上者又は繰下者については「繰上・繰下後の代行年金額」)を 12 で除して得た額を合算した額
- 3 「代行給付相当額」の「支給停止額」の欄は、「平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 1 項第 7 号から第 8 号の 6 までに規定する代行給付相当額の算出方法」の欄の③又は④の月に係る額についてのみ記入すること。
- 4 「代行給付相当額」の欄は、「支給停止額控除前の代行給付相当額」から「支給停止額」を控除した額を記入すること。また、「代行給付相当額」の欄の「平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 1 項各号に規定する額」には、第 7 号から第 8 号の 6 に規定する額の合計額を記入すること。
- 5 「前納額(利子相当額を含む)」及び「前納額(利子相当額を除く)」の欄には前納した月についてのみ記入すること。また、「前納額(利子相当額を除く)」の欄には(その 4)の 7 の「平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 1 項第 19 号の 2 に規定する額」の欄に記入した額、「前納額(利子相当額を含む)」の欄には当該額に利子相当額を加味したものを記入すること。
- 6 「平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 1 項第 7 号から第 8 号の 6 までに規定する代行給付相当額の算出方法」の欄の①～④に記入する期間は、①<②<③<④であること。
- 7 「平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 1 項第 7 号から第 8 号の 6 までに規定する代行給付相当額の算出方法」の欄の①及び②に期間を記入する場合は、①の開始月を平成 11 年 10 月、終了月を平成 26 年 3 月とし、②の開始月を平成 26 年 4 月とすること。ただし、平成 31 年 3 月 31 日以前に解散又は代行返上の申請を行う場合は、代議員会の議決により、①の終了月を平成 17 年 3 月以降の任意の月とし、②の開始月はその翌月とすることができること。
- 8 「平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 1 項第 7 号から第 8 号の 6 までに規定する代行給付相当額の算出方法」の欄の③に期間を記入する場合は、代議員会の議決により、開始月を平成 11 年 10 月以降の任意の月とすることができること。
- 9 「平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 1 項第 18 号及び第 18 号の 2 に規定する政府負担金の調整を行う月」欄には代議員会の議決により政府負担金の調整を開始することとした月(平成 17 年 4 月以降の月とし、当該調整を行うこととした場合に限り記入するものとする。)を記入し、「政府負担金超過額」及び「政府負担金不足額」の欄には当該月以降の額についてのみ記入すること。ただし、昭和 60 年改正法附則第 84 条第 3 項の規定により、政府負担金を算定した月に係る額は記入することができないこと。
- 10 「平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 1 項第 2 号から第 19 号までに規定する利子の算出に用いた利率」の欄には「1」を記入すること。ただし、平成 31 年 3 月 31 日以前に解散又は代行返上の申請を行う場合は、代議員会の議決により「2」を記入することもできること。
- 11 各月の利率 = $(1 + r)^n$ であること。
r = 平成 26 年厚生労働省告示第 95 号別表第 1 に定める当該期間の年率
(上記 10 で「2」を記入した基金においては、別表第 2 に定める当該年の率)
n = 当該月の日数 / 365
- 12 解散又は代行返上の認可申請時点において、平成 26 年厚生労働省告示第 95 号別表第 1 に告示されていない期間がある場合は、当該期間に係る利率は基金において合理的に見込んだ率とすること。

(その4)

平成26年厚生労働省告示第95号第1項第3号から第3号の5まで、第5号から第5号の7まで、第7号から第9号の5まで、第11号から第14号まで及び第18号から第19号の2までに規定する額の明細書

1 免除保険料

(1) 免除保険料率の推移

変更年月	免除保険料率	変更理由	備考
平成11年10月	%o		
平成 年 月			
平成 年 月			
平成 年 月			
平成 年 月			
平成 年 月			

(注) 改正前厚生年金保険法附則第32条第1項の認可又は平成25年改正法附則第19条の指定を受けた場合にあつては、当該認可又は指定を受けた日の属する月以降の免除保険料率は0とする。

(2) 平成11年10月1日から解散日までの間に加入員であつた者の標準報酬月額

加入員番号	基礎年金番号	氏名	標準報酬月額	当該標準報酬月額であつた期間		うち育児休業等であつた期間	
				自	至	自	至
				平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月

(頁)

(注1) 加入員ごとに標準報酬月額が改定された回数に応じ、適宜、欄を増減させること。

(注2) 「うち育児休業等であつた期間」には、産前・産後休業に係る期間(平成26年4月以降の期間に限る。)及び法令上の特例措置により掛金が免除された期間(平成17年4月以降の期間に限る。)を含む。

(3) 平成15年4月1日から解散日までの間に加入員であった者の標準賞与額

加入員番号	基礎年金番号	氏名	標準賞与額	当該標準賞与額であった月	うち育児休業等であった月
				平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月
				平成 年 月	平成 年 月

(頁)

(注1) 加入員ごとに標準賞与額が改定された回数に応じ、適宜、欄を増減させること。

(注2) 「うち育児休業等であった期間」には、産前・産後休業に係る期間（平成26年4月以降の期間に限る。）及び法令上の特例措置により掛金が免除された期間（平成17年4月以降の期間に限る。）を含む。

2 代行給付相当額等

(1) 代行年金額

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日	氏名	昭和61年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬額の合計額	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬額の合計額	平成15年4月1日以後平成17年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間	平成15年4月1日以後平成17年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬額と標準賞与額の合計額	平成17年4月1日以後の加入員たる被保険者であった期間	平成17年4月1日以後の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬額と標準賞与額の合計額	特例期間	給付乗率				代行年金額	各月の前月末日における年齢に応じて定められた3段階の率	繰上げ減額率	繰下げ増額率	繰上・繰下後の代行年金額	当該代行年金額の支給期間	
													昭和61年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間	平成15年4月1日以後平成17年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間	平成17年4月1日以後の加入員たる被保険者であった期間						自	至
					月	円	月	円	月	円	月	円	月				円				円	平成 年 月	平成 年 月
																						平成 年 月	平成 年 月
																						平成 年 月	平成 年 月
																						平成 年 月	平成 年 月
																						平成 年 月	平成 年 月
																						平成 年 月	平成 年 月
																						平成 年 月	平成 年 月

- (注1) 「代行年金額」には平成26年厚生労働省告示第99号の第1号イ及び第2号イに規定する額を合算した額（65歳未満の場合には、平成26年厚生労働省告示第99号第1号イに規定する額）を記入すること。
- (注2) 「繰上げ減額率」、「繰下げ増額率」及び「繰上・繰下後の代行年金額」には、(その3)の「平成26年厚生労働省告示第95号第1項第7号から第8号の6までに規定する代行給付相当額の算出方法」の欄の③又は④の期間について、繰上げ・繰下げを行った者に係る分に限り記入すること。
- (注3) 「各月の前月末日における年齢に応じて定められた3段階の率等の率」には、「平成26年厚生労働省告示第95号第1項第7号から第8号の6までに規定する代行給付相当額の算出方法」の欄の①の期間については0.875、②の期間については各月の前月末日における年齢に応じて定められた3段階の率、③の期間については0.998、④の期間については1を記入すること。
- (注4) 改正前厚生年金保険法附則第32条第1項の認可又は平成25年改正法附則第19条の指定を受けた基金においては、当該認可又は指定を受けた日の属する月の前月までに係る数値を記入すること。

(2) 支給停止額

加入員番号	基礎年金番号	支給停止額	支給停止期間	
			自	至
		円	平成 年 月	平成 年 月
			平成 年 月	平成 年 月
			平成 年 月	平成 年 月
			平成 年 月	平成 年 月
			平成 年 月	平成 年 月

(頁)

(注1) 代行給付相当額を平成26年厚生労働省告示第95号第1項第7号～第7号の6にて計算した期間について支給停止額を記入すること。

(注2) 加入員ごとに支給停止額が変更された回数に応じ、適宜、欄を増減させること。

(3) 政府負担金の調整額

※この様式は、基金の代議員会で議決を行った場合にのみ記入するものであること。

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日	氏名	昭和 61	昭和 61	昭和 61	昭和 61	平成 15	平成 15	平成 17	平成 17	特例期間	昭和 60 年改正法附則第 84 条第 3 項第 1 号から第 3 号までの各号に掲げる額に係る給付乗率	昭和 60 年改正法附則第 84 条第 3 項第 1 号から第 3 号までの各号に掲げる額に係る給付乗率	昭和 60 年改正法附則第 84 条第 4 項の規定により算定した政府負担金の額	昭和 60 年改正法附則第 84 条第 4 項の規定により算定した政府負担金の額	各月の前月末日における年齢に応じて定められた 3 段階の率	昭和 60 年改正法附則第 84 条第 4 項の規定により算定した政府負担金の額	政府負担金超過額	政府負担金不足額	支給期間		
					年 4 月 1 日以前加入した期間	年 4 月 1 日以前加入した期間	年 4 月 1 日以後平成 15 年 4 月 1 日以前加入した期間	年 4 月 1 日以後平成 15 年 4 月 1 日以前加入した期間	年 4 月 1 日以後平成 17 年 4 月 1 日以前加入した期間	年 4 月 1 日以後平成 17 年 4 月 1 日以前加入した期間	年 4 月 1 日以後加入した期間	年 4 月 1 日以後加入した期間										元号	年月日	自
					月	円	月	円	月	円	月	円	月				円	円		円	円	円	平成 年 月	平成 年 月
																							平成 年 月	平成 年 月
																							平成 年 月	平成 年 月
																							平成 年 月	平成 年 月
																							平成 年 月	平成 年 月
																							平成 年 月	平成 年 月
																							平成 年 月	平成 年 月
																							平成 年 月	平成 年 月
																							平成 年 月	平成 年 月

(注 1) 「昭和 60 年改正法附則第 84 条第 4 項の規定の例により算定した政府負担金の額」が「昭和 60 年改正法附則第 84 条第 4 項の政令で定める率を各月の前月末日における年齢に応じて定められた 3 段階の率として算定した額」を上回る場合には「政府負担金超過額」に当該上回る額を、下回る場合には「政府負担金不足額」に当該下回る額を記入すること。

(注 2) 改正前厚生年金保険法附則第 32 条第 1 項の認可又は平成 25 年改正法附則第 19 条の指定を受けた基金においては、当該認可又は指定を受けた日の属する月の前月までに係る数値を記入すること。

3 中途脱退者に係る代行給付の現価相当額

加入 番号	基礎 年金 番号	性 別	生 年 月 日		氏 名	昭和 61	昭和 61	昭和 61	昭和 61	平成 15	平成 15	平成 17	平成 17	特 例 期 間	給 付 乗 率	平成 26	平成 26	現 価 相 当 額 を 交 付 し た 年 月	代 行 給 付 の 現 価 相 当 額		
			年 4 月 1 日 前 の 加 入 員 た る 被 保 険 者 で あ っ た 期 間	年 4 月 1 日 前 の 加 入 員 た る 被 保 険 者 で あ っ た 期 間		年 4 月 1 日 以 後 平 成 15 年 4 月 1 日 前 の 加 入 員 た る 被 保 険 者 で あ っ た 期 間	年 4 月 1 日 以 後 平 成 15 年 4 月 1 日 前 の 加 入 員 た る 被 保 険 者 で あ っ た 期 間	年 4 月 1 日 以 後 平 成 17 年 4 月 1 日 前 の 加 入 員 た る 被 保 険 者 で あ っ た 期 間	年 4 月 1 日 以 後 平 成 17 年 4 月 1 日 前 の 加 入 員 た る 被 保 険 者 で あ っ た 期 間	年 4 月 1 日 以 後 平 成 17 年 4 月 1 日 以 後 の 加 入 員 た る 被 保 険 者 で あ っ た 期 間	年 4 月 1 日 以 後 平 成 17 年 4 月 1 日 以 後 の 加 入 員 た る 被 保 険 者 で あ っ た 期 間	年 4 月 1 日 以 後 平 成 16 年 厚 生 勞 働 省 告 示 第 99 号 に よ る 廃 止 前 の 平 成 16 年 厚 生 勞 働 省 告 示 第 358 号 の 別 表 第 1 の 率 (注 2)	年 4 月 1 日 以 後 平 成 16 年 厚 生 勞 働 省 告 示 第 99 号 に よ る 廃 止 前 の 平 成 16 年 厚 生 勞 働 省 告 示 第 358 号 の 別 表 第 2 の 率 (注 2)								
						月	円	月	円	月	円	月	円	月					円		

(頁)

(注 1) 「代行給付の現価相当額」には、平成 26 年厚生労働省告示第 99 号による廃止前の平成 16 年厚生労働省告示第 358 号 (現価相当額を交付した年月が平成 17 年 3 月以前の場合は平成 26 年厚生労働省告示第 99 号による廃止前の昭和 50 年厚生省告示第 32 号、平成 17 年 4 月以降平成 22 年 3 月以前の場合は平成 22 年厚生労働省告示第 13 号による改正前の平成 16 年厚生労働省告示第 358 号) の規定の例により計算した額を記入すること。

(注 2) 現価相当額を交付した年月が平成 17 年 3 月以前の場合は、「平成 26 年厚生労働省告示第 99 号による廃止前の平成 16 年厚生労働省告示第 358 号の別表第 1 の率」の欄に平成 26 年厚生労働省告示第 95 号による廃止前の昭和 50 年厚生省告示第 32 号の別表の率を記載し、「平成 26 年厚生労働省告示第 99 号による廃止前の平成 16 年厚生労働省告示第 358 号の別表第 2 の率」の欄に「-」を記載すること。また、現価相当額を交付した年月が平成 17 年 4 月以降平成 22 年 3 月以前の場合は、平成 22 年厚生労働省告示第 13 号による改正前の平成 16 年厚生労働省告示第 358 号の別表第 1 の率及び別表第 2 の率を、それぞれ「平成 26 年厚生労働省告示第 99 号による廃止前の平成 16 年厚生労働省告示第 358 号の別表第 1 の率」及び「平成 26 年厚生労働省告示第 99 号による廃止前の平成 16 年厚生労働省告示第 358 号の別表第 2 の率」の欄に記載すること。

(注 3) 改正前厚生年金保険法附則第 32 条第 1 項の認可を受けた基金においては、当該認可を受けた日の属する月の前月までに係る数値を記入すること。

4 再加入者に係る代行給付の現価相当額

加入 員番 号	基礎 年金 番号	性 別	生 年 月 日		氏 名	昭和 61	昭和 61	昭和 61	昭和 61	平成 15	平成 15	平成 17	平成17年	再 加 入 年 月	特 例 期 間	給 付 乗 率	平成22年	平成22年	現 価 相 当 額 を 交 付 し た 年 月	代 行 給 付 の 現 価 相 当 額		
			元 号	年 月 日		昭 和 61 年 4 月 1 日 前 の 加 入 た る 被 保 険 者 で あ っ た 期 間	昭 和 61 年 4 月 1 日 前 の 加 入 た る 被 保 険 者 で あ っ た 期 間	昭 和 61 年 4 月 1 日 以 後 平 成 15 年 4 月 1 日 前 の 加 入 た る 被 保 険 者 で あ っ た 期 間	昭 和 61 年 4 月 1 日 以 後 平 成 15 年 4 月 1 日 前 の 加 入 た る 被 保 険 者 で あ っ た 期 間	平 成 15 年 4 月 1 日 以 後 平 成 17 年 4 月 1 日 前 の 加 入 た る 被 保 険 者 で あ っ た 期 間	平 成 15 年 4 月 1 日 以 後 平 成 17 年 4 月 1 日 前 の 加 入 た る 被 保 険 者 で あ っ た 期 間	平 成 17 年 4 月 1 日 以 後 の 加 入 た る 被 保 険 者 で あ っ た 期 間	平 成17年 4月1日 以後の 加入た る被保 険者で あつた 期間の 各月の 標準 報酬月 額と標 準賞与 額の合 計額				平 成22年 厚生労働 省告示第 13号によ る改正前 の平成16 年厚生労 働省告示 第358号 の別表第 1の率 (注2)	平 成22年 厚生労働 省告示第 13号によ る改正前 の平成16 年厚生労 働省告示 第358号 の別表第 2の率 (注2)				
						月	円	月	円	月	円	月	円	年	月					円		

(注1) 平成17年9月30日までの再加入者について作成すること。
(注2) 「代行給付の現価相当額」には、平成22年厚生労働省告示第13号による改正前の平成16年厚生労働省告示第358号(再加入年月が平成17年3月以前の場合は平成26年厚生労働省告示第95号による廃止前の昭和50年厚生省告示第32号)の規定の例により計算した額を記入すること。
(注3) 再加入年月が平成17年3月以前の場合は、「平成22年厚生労働省告示第13号による改正前の平成16年厚生労働省告示第358号の別表第1の率」の欄に平成26年厚生労働省告示第95号による廃止前の昭和50年厚生省告示第32号の別表の率を記載し、「平成22年厚生労働省告示第13号による改正前の平成16年厚生労働省告示第358号の別表第2の率」の欄に「-」を記載すること。
(注4) 改正前厚生年金保険法附則第32条第1項の認可を受けた基金においては、当該認可を受けた日の属する月の前月までに係る数値を記入すること。

5 権利義務の移転及び承継

(1) 連合会からの権利義務の承継

ア 中途脱退者由来

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日		氏名	昭和61年4月1日以前の加入員たる被保険者であった期間	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日以前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額合計額	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日以前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額合計額	平成15年4月1日以後平成17年4月1日以前の加入員たる被保険者であった期間	平成15年4月1日以後平成17年4月1日以前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計額	平成17年4月1日以後の加入員たる被保険者であった期間	平成17年4月1日以後の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計額	特例期間	給付乗率	平成26年厚生労働省告示第99号の別表第1の率(注2)	平成26年厚生労働省告示第99号の別表第2の率(注2)	年金給付等積立金の移換を受けた年月	平成25年改正法附則第53条第4項に規定する年金給付等積立金の額
			元号	年月日														
							月 円	月 円	月 円	月 円	月 円	月						円

(頁)

(注1) 「平成25年改正法附則第53条第4項に規定する年金給付等積立金の額」には、平成26年厚生労働省告示第99号(年金給付等積立金の移換を受けた年月が平成17年10月以降平成22年3月以前の場合は平成22年厚生労働省告示第13号による改正前の平成16年厚生労働省告示第358号、平成22年4月以降平成26年3月以前の場合は平成26年厚生労働省告示第99号による廃止前の平成16年厚生労働省告示第358号)の規定の例により計算した額を記入。

(注2) 年金給付等積立金の移換を受けた年月が平成22年4月以降平成26年3月以前の場合は、平成26年厚生労働省告示第99号による廃止前の平成16年厚生労働省告示第358号の別表第1の率及び別表第2の率を、平成17年10月以降平成22年3月以前の場合は、平成22年厚生労働省告示第13号による改正前の平成16年厚生労働省告示第358号の別表第1の率及び別表第2の率を、それぞれ「平成26年厚生労働省告示第99号の別表第1の率」及び「平成26年厚生労働省告示第99号の別表第2の率」の欄に記載すること。

(注3) 改正前厚生年金保険法附則第32条第1項の認可を受けた基金においては、当該認可を受けた日の属する月の前月までに係る数値を記入すること。

イ 解散基金由来

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日		氏名	昭和61	昭和61	昭和61	昭和61	平成15	平成15	平成17	平成17	特例期間	給付乗率	平成26	平成26	平成25	最低責任準備金／過去期間代行給付現価の額	年金給付等積立金の移換を受けた年月	平成25年改正法附則第53条第4項に規定する年金給付等積立金の額	
			元号	年月日		年4月1日以前	年4月1日以後	年4月1日以後	年4月1日以後	年4月1日以後	年4月1日以後	年4月1日以後	年4月1日以後				年4月1日以後	年4月1日以後				年4月1日以後
						加入員たる被保険者であった期間	加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額額の合計額	加入員たる被保険者であった期間	加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額額の合計額	加入員たる被保険者であった期間	加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計額	加入員たる被保険者であった期間	加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計額					加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計額				
						月	円	月	円	月	円	月	円					円			円	

(注1) 「最低責任準備金／過去期間代行給付現価の額」は、交付日の前年度末日（交付日が4月1日から9月30日の場合には前々年度末日）のものを記入すること。

(注2) 年金給付等積立金の移換を受けた年月が平成22年4月以降平成26年3月以前の場合は、平成26年厚生労働省告示第93号による廃止前の平成16年厚生労働省告示第359号の別表第1の率及び別表第2の率を、平成17年10月以降平成22年3月以前の場合は、平成22年厚生労働省告示第12号による改正前の平成16年厚生労働省告示第359号の別表第1の率及び別表第2の率を、それぞれ「平成26年厚生労働省告示第93号の別表第1の率」及び「平成26年厚生労働省告示第93号の別表第2の率」の欄に記載すること。

(2) 基金からの権利義務の承継（事業所単位）

年金給付等積立金（代行部分）の明細書

権利義務承継日の前日における移転基金の最低責任準備金	①	円
権利義務承継日の前日において移転基金が給付の支給に関する義務を負っていた者に係る権利義務承継日の前日における過去期間代行給付現価の額	②	
権利義務承継日の前日において移転基金が給付の支給に関する義務を負っていた者のうち権利義務承継により当該基金が給付の支給に関する義務を承継した者に係る権利義務承継日の前日における過去期間代行給付現価の額	③	
権利義務承継日の前日における移転基金の最低責任準備金のうち当該基金に係る額	④	

(注) ④=①×③/②

権利義務承継日の前日における過去期間代行給付現価の額の明細書

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日		氏名	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成17年4月1日	平成17年4月1日	特例期間	給付乗率	平成26年	平成26年	過去期間代行給付現価の額	備考
			元号	年月日		日前の加入員たる被保険者であった期間	日前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額合計額	日以後平成15年4月1日	日以後平成15年4月1日	日以後平成17年4月1日	日以後平成17年4月1日	年厚生労働省告示第93号の別表第1の率(注)	年厚生労働省告示第93号の別表第2の率(注)						
						月	円	月	円	月	円	月	円	月				円	

(頁)

(注) 権利義務承継日の前日が平成22年4月以降平成26年3月以前の場合は、平成26年厚生労働省告示第93号による廃止前の平成16年厚生労働省告示第359号の別表第1の率及び別表第2の率を、平成17年10月以降平成22年3月以前の場合は、平成22年厚生労働省告示第12号による改正前の平成16年厚生労働省告示第359号の別表第1の率及び別表第2の率を、それぞれ「平成26年厚生労働省告示第93号の別表第1の率」及び「平成26年厚生労働省告示第93号の別表第2の率」の欄に記載すること。

(3) 基金への権利義務の移転（事業所単位）

年金給付等積立金（代行部分）の明細書

権利義務移転日の前日における当該基金の最低責任準備金	①	円
権利義務移転日の前日において当該基金が給付の支給に関する義務を負っていた者に係る権利義務移転日の前日における過去期間代行給付現価の額	②	
権利義務移転日の前日において当該基金が給付の支給に関する義務を負っていた者のうち権利義務承継により承継基金が給付の支給に関する義務を承継した者に係る権利義務移転日の前日における過去期間代行給付現価の額	③	
権利義務移転日の前日における当該基金の最低責任準備金のうち承継基金に係る額	④	

(注) ④=①×③/②

権利義務移転日の前日における過去期間代行給付現価の額の明細書

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日		氏名	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成17年4月1日	平成17年4月1日	特例期間	給付乗率	平成26年	平成26年	過去期間代行給付現価の額	備考
			元号	年月日		前日の加入員たる被保険者であった期間	前日の加入員たる被保険者であった期間	前日の加入員たる被保険者であった期間	前日の加入員たる被保険者であった期間	前日の加入員たる被保険者であった期間	前日の加入員たる被保険者であった期間	前日の加入員たる被保険者であった期間	前日の加入員たる被保険者であった期間			別表第93号の別表第1の率(注)	別表第93号の別表第2の率(注)		
						月	円	月	円	月	円	月	円	月				円	

(頁)

(注) 権利義務移転日の前日が平成22年4月以降平成26年3月以前の場合は、平成26年厚生労働省告示第93号による廃止前の平成16年厚生労働省告示第359号の別表第1の率及び別表第2の率を、平成17年10月以降平成22年3月以前の場合は、平成22年厚生労働省告示第12号による改正前の平成16年厚生労働省告示第359号の別表第1の率及び別表第2の率を、それぞれ「平成26年厚生労働省告示第93号の別表第1の率」及び「平成26年厚生労働省告示第93号の別表第2の率」の欄に記載すること。

(6) 確定給付企業年金への権利義務移転

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日	氏名	昭和61年4月1日以前の加入員たる被保険者であった期間	昭和61年4月1日以前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額合計額	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日以前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額合計額	平成15年4月1日以後平成17年4月1日以前の加入員たる被保険者であった期間	平成15年4月1日以後平成17年4月1日以前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計額	平成17年4月1日以後の加入員たる被保険者であった期間	平成17年4月1日以後の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計額	特例期間	給付乗率	平成26年厚生労働省告示第93号の別表第1の率(注2)	平成26年厚生労働省告示第93号の別表第2の率(注2)	権利義務を転ずるに経過期間代行給付の額	基金の最低責任準備金	基金の過去期間代行給付現価の額	現価相当額を交付した年月	代行相当部分の現価相当額の額
					月	円	月	円	月	円	月	円	月				円			円

(注1) 「基金の最低責任準備金」及び「基金の過去期間代行給付現価の額」は、交付日の前年度末日（交付日が4月1日から9月30日の場合には前々年度末日）の額を記入すること。

(注2) 現価相当額を交付した年月が平成22年4月以降平成26年3月以前の場合は、平成26年厚生労働省告示第93号による廃止前の平成16年厚生労働省告示第359号の別表第1の率及び別表第2の率を、平成17年10月以降平成22年3月以前の場合は、平成22年厚生労働省告示第12号による改正前の平成16年厚生労働省告示第359号の別表第1の率及び別表第2の率を、それぞれ「平成26年厚生労働省告示第93号の別表第1の率」及び「平成26年厚生労働省告示第93号の別表第2の率」の欄に記載すること。

7 前納額

平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 1 項第 19 号、第 19 号の 2 及び附則第 4 項の規定の適用がないものとして算定した責任準備金相当額

円 … (※)

前納年月日	(※)を前納月まで 割り戻した額…①	前納した額…②	前回までの②を 前納月まで付利 した合計額…③	前納上限額…④ Max(①-③, 0)	平成 26 年厚生労働省 告示第 95 号第 1 項第 19 号の 2 に規定する額
平成 年 月 日	円	円		円	円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円

(注 1) 平成 26 年 4 月 1 日以後に基金の分割があった場合であって、当該分割前の基金が前納をしていた場合には、当該分割前の基金が前納した額のうち、当該基金に係る額を記入すること。

(注 2) ①の割戻し及び③の付利は、平成 26 年厚生労働省告示第 95 号別表第 1 に定める率（(その 3) の「平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 1 項第 2 号から第 19 号までに規定する利子の算出に用いた利率」に「2」を記入した基金においては、別表第 2 に定める率）を用いて複利計算により行うものであること。

(注 3) 「平成 26 年厚生労働省告示第 95 号第 1 項第 19 号の 2 に規定する額」には②と④のいずれか小さい額を記入すること。

(その5)

平成 26 年厚生労働省告示第 95 号附則第 4 項に規定する額の明細書

※当該明細書は、整備等省令第 43 条に規定する解散計画を提出し、かつ、納付計画の承認申請を行う又は納付計画の承認を受けた基金が、代議員会で議決を行った場合にのみ記入するものであること。

解散計画の適用開始日：平成____年____月____日

自主解散型加算金利率：____%

算定基準日	純資産額…①	責任準備金相当額 に相当する額…②	不足相当額 Max(②-①, 0)
平成 25 年 3 月 31 日	円	円	円
平成 ____ 年 3 月 31 日	円	円	円
平成 ____ 年 3 月 31 日	円	円	円

不足相当額のうち最も小さい額	円
附則第 4 項の規定により合算する額	円
附則第 4 項の規定により控除する額	円

(注 1) 自主解散型加算金利率は、解散した年度に応じて厚生労働大臣が告示する率を記入すること。

(注 2) 「算定基準日」は解散計画の適用開始日の属する事業年度の前事業年度まで記入すること。

(注 3) 「純資産額」は各事業年度の末日を基準日とする決算における数値とすること。

(注 4) 「責任準備金相当額に相当する額」は算定基準日を解散日とみなして平成 26 年厚生労働省告示第 95 号の規定の例により計算した額（同告示附則第 4 項の規定を適用せずに計算した額）とすること。